

令和2年度

下第(13)号

小矢部市公共下水道台帳更新業務

業務実施設計書

小矢部市

令和2年度

小 矢 部 市

設 計 書

金 一

下第(13)号 小矢部市公共下水道台帳更新業務

場所: 市内一円

- 公共下水道台帳作成 6.8km
- 受益者データ整備 228件
- 打合せ協議 一式
- 報告書作成 一式

履行期間: 契約締結の翌日から令和2年12月18日まで

小矢部市公共下水道台帳更新業務

総括内訳書

金 (消費税 円含む。)

費目	内 訳	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	公共下水道台帳作成	km	6.8			内訳明細書(1)
	受益者データ整備	件	228			内訳明細書(2)
	打合せ協議	式	1			内訳明細書(3)
	報告書作成	式	1			内訳明細書(4)
	小 計					
直接経費	機械経費	式	1			直接人件費の %
	材料費	式	1			直接人件費の %
	小 計					
間接費	諸経費	式	1			直接人件費及び直接経費の %
計						

費目	内 訳	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
消費税						
合計						

内 訳 明 細 書 (1)

金 _____ 円(1.0km当り)

1 公共下水道台帳作成

5.0km当り

業務内容	職 種 単 価	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手				備 考
①計画準備									
②資料収集整理									
③施設図形データ入力									
④施設属性データ入力									
⑤調書作成									
人 員 計									
金 額									

合計
1.0km当り

小矢部市

内 訳 明 細 書 (2)

金 _____ 円(1.0km当り)

2 受益者データ整備

100件当り

業務内容	職 種 単 価	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手				備 考
①資料収集整理									
②地番図形データ入力									
③受益者情報入力									
④面積図面作成									
人 員 計									
金 額									

合計
1件当り

小矢部市

小矢部市公共下水道台帳更新業務特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、小矢部市（以下「甲」という。）が委託する小矢部市公共下水道台帳更新業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、下水道施設管理業務の効率化・高度化及び住民サービスの向上を図るため、パソコン上にてデータの閲覧・更新・入力・変更が可能なシステム（以下「WebGIS システム」という。）を構成するデータの整備を行うことを目的とする。

(作業計画)

第3条 受託者（以下「乙」という。）は、本業務実施にあたり、業務工程表・着手届・業務主任技術者届ならびに業務実施計画書を甲に提出し、承認を得るものとする。

(疑義)

第4条 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲・乙協議のうえ方針を決定するものとする。

(報告の義務)

第5条 本業務実施期間中、乙は、業務の進捗状況を甲に随時報告するものとし、必要に応じて甲に報告書を提出するものとする。

(準拠する法令等)

第6条 本業務は、本仕様書によるほか、次に示す各種関係法令に基づいて行うものとし、関係法令等は最新のものを使用するものとする。

- (1) 下水道法
- (2) 下水道法施行規約
- (3) 下水道施設設計と解説（社団法人日本下水道協会）
- (4) 下水道法維持管理指針（社団法人日本下水道協会）
- (5) 下水道台帳管理システム標準仕様（案）・導入の手引き（社団法人日本下水道協会）
- (6) 下水道台帳の調製について（昭和53年建設省都下企発第73号）
- (7) その他関係法令及び通達

(機密の保守義務)

第7条 乙は、業務上知り得た機密を甲の承認なしに第三者に漏らしてはならない。

(官公庁の手続き)

第8条 本業務のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、乙において迅速に処理しなければならない。

(瑕疵等)

第9条 乙は、本業務完了後といえども、乙の瑕疵等に起因する不良な個所が発見された場合は、速やかに甲の必要と認める作業を乙の負担において行うものとする。

(履行期限)

第10条 本業務の履行期限は、契約締結日の翌日から令和2年12月18日までとする。

(成果品の帰属)

第11条 本業務における成果品は、すべて甲に帰属するものであり、甲の承認を受けずに複製、公表、貸与してはならない。

(貸与資料)

第12条 本業務を実施にあたり、乙が貸与を受ける物品及び資料を次に示す。

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 管渠延長調書 | 紙媒体又は電子データ |
| (2) マンホール調書 | 紙媒体又は電子データ |
| (3) 公共柵調書 | 紙媒体又は電子データ |
| (4) 工事出来高図 | 紙媒体 |
| (5) 管渠施設台帳（平面図、縦断図、横断図） | 紙媒体 |
| (6) 地番図データ | 紙媒体又は電子データ |
| (7) 受益者情報 | 紙媒体又は電子データ |
| (8) その他必要と認める資料 | |

2 貸与物は、乙の責任において十分に管理し、取り扱いに注意し、当該業務以外の目的に使用してはならない、また、乙は、常にその管理状況を明らかにすることとし、当該業務が完了したときは、速やかに貸与物を甲に返却すること。

第2章 作業内容

(作業内容)

第13条 作業内容は、下記のとおりとする。

名称	数量	備考
計画準備	1式	
資料収集整理	6.8km	
施設図形データ入力	6.8km	
施設属性データ入力	6.8km	
地番図形データ入力	228件	
受益者情報入力	228件	
下水道台帳作成	1式	
打合せ協議	1式	
報告書作成	1式	

(作業場所)

第14条 乙は、第13条で定める作業を甲が指定する場所で行うこと。

(計画準備)

第15条 乙は、業務全体の方針を決定するために、第3条で定める提出図書等を作成し、甲の承認を得ること。

2 下水道台帳管理システムのデータベースに蓄積するデータの基となる地形図、下水道台帳図、調書、竣工図、関連する図書資料等を収集し入力前整理を行うこと。

(資料収集整理)

第16条 乙は、甲が貸与する竣工図、出来高図等に示された施設位置・延長・高さ等の整合性について精査を行うこと。

(1) 精査の結果、不整合箇所を発見した場合、甲と協議を行い、整合の取れる情報を利用すること。

(施設図形データ入力)

第17条 乙は、甲が貸与する管渠施設台帳等を基に管渠、人孔、公共柵、取付管等の施設図形データを下水道台帳管理システムに登録すること。

(1) 上記で作成したデータベースに位置情報及び検索キーワードを格納するフィールドを追加し、位置情報(X, Y座標)及び検索キーワードを入力すること。なお、検索キーワードについては、属性データを利用するものとする。

(施設属性データ入力)

第 18 条 乙は、甲が貸与する各種調書を基に施設データの作成を行うこと。

- (1) 上記で作成したデータベースに位置情報及び検索キーワードを格納するフィールドを追加し、位置情報(X, Y座標)及び検索キーワードを入力すること。なお、検索キーワードについては、甲と協議のうえ決定すること。
- (2) 上記で作成した施設属性データを下水道台帳管理システムにセットアップすること。

(地番図形データ入力)

第 19 条 乙は、甲が貸与する地番図データを基に受益者データの更新に必要な箇所について地番図形データの作成を行うこと。

- (1) 分筆・合筆があった土地や地番図データが受益者データより古い場合は、甲と協議のうえ入力する地番図形を決定すること。また、地番図形の変更が周囲の地番にも影響が及ぶ場合は、影響を受ける地番についても修正を行うこと。
- (2) 上記で作成した地番図形データを下水道台帳管理システムにセットアップすること。

(受益者情報入力)

第 20 条 乙は、甲が貸与する受益者情報を基に受益者情報の登録を行うこと。

- (1) 第 19 条で作成した地番図形データと紐付けすることにより、受益者情報と地番情報が閲覧できるようセットアップすること。

(下水道台帳調書作成)

第 21 条 乙は、下水道台帳システムに登録した情報について一覧にまとめて集計を行い、下水道台帳調書の作成を行う。

- (1) 年度、処理分区ごとに人孔、管渠、公共樹、取付管等の情報の集計を行い、下水道台帳調書を作成すること。なお、排水区域面積については、受益者情報の面積と一致させること。

(打合せ協議)

第 22 条 打合せ協議は、必要に応じて行うものとする。

(報告書作成)

第 23 条 乙は、作業内容や下水道台帳管理システムに登録した内容についてまとめた報告書の作成を行うこと。

- 2 報告書の部数は1部とし、A4バインダーに綴じるものとする。

第3章 成果品

(納入成果品)

第24条 本業務の納入成果品は、以下のとおりとする。

名称	部数	備考
業務報告書	1部	
下水道台帳調書	各1部	
施設図形・施設属性データ	1式	システムにインストール
地番図形・受益者情報データ	1式	システムにインストール
面積集計表	1部	処理分区毎に集計したもの
賦課面積位置図	1部	
業務日報	1部	

(施設データの保存)

第25条 乙は、作成した下水道施設データのバックアップデータを保存し、甲の必要な時に提供できる体制をとること。

(データの品質検査について)

第26条 本業務の完了については、成果品納入後、甲の検査の合格をもって完了とする。なお、甲が必要と認めた場合には、甲の指定する業者の実地する品質検査を受けなければならない。検査方法については、現地立会いも含むものとし、納品検査に合格しない場合は、以後の検査に要する費用は、乙の負担とする。

(データに関する権利)

第27条 本業務に関するデータの権利については次のとおりとする。

- (1) 甲が貸与した資料に基づく成果品の著作権・所有権などの諸権利は、甲が保有する。
- (2) 甲がデータを自由に加工・編集・配布することを、乙は了承すること。
- (3) 市販のデータ等を利用して整備したデータの諸権利は、当該データの製造元が定める規定による。
- (4) 営利・非営利を問わず、乙が成果品を甲の事前の承諾を得ずに他の目的で利用することを禁ずる。